

令和8年9月1日

令和9年度予算編成留意事項

企画総務部長 伊豫 英樹

予算編成方針を踏まえ、令和9年度予算の編成を行うにあたっては以下の点に留意すること。

- ・第7次総合計画に掲げる目指す都市像の実現に向け、各基本目標に基づく施策を着実に推進していくため、施策や事業の成果指標達成に資する事業構築を図ること。
【目指す都市像】元気あふれる 安心快適な未来価値創造都市 おおむた
～ 有明海沿岸地域のリーディングシティ ～
- ・法令や基本計画に定められた目的・趣旨などを実現するため、本市にとって必要な事業を検討し、計画的に事業を実施すること。
- ・事業については、最小の経費で最大の効果をもたらすものとなるよう十分に検討すること。また、事業のスケジュールや関連部局との調整等についての検討が不十分な事案も見受けられることから、十分に確認しておくこと。
- ・新たな事業を行う場合は、他の市町村や部局での取組などを参考とし、創意と工夫を凝らすとともに、EBPM(※)に取り組むこと。

※:EBPM(evidence based policy making)

…証拠に基づく政策立案。エピソード(事例や経験等)ではなく、エビデンス(証拠、根拠、分析)に基づく事実関係から政策を立案すること。

1. 歳出構造の改革

(1)「まちづくり総合プラン」の推進のための事業構築

事業の構築にあたっては、事業の目的や必要性を十分に検討し、関係部局と協議したうえで、効率的・効果的な事業となるよう努めるものとする。また、令和7年度国勢調査人口を踏まえ、人口減少対策(企業誘致の推進、安心して出産・子育てできる環境の整備、移住定住の促進など)の取組みを強化するとともに、次期アクションプログラムを視野に入れながら、既存事業の推進を図ること。

なお、政策経費及び災害対策経費の予算要求にあたっては、財政計画において見込む財源不足への対応策の一部として、令和8年度予算編成において「第7次

総合計画 アクションプログラム」で選択された一般財源から、5%を削減した上で予算要求を行うこと。そのため、新たな事業や事業費の増額「ビルド」に必要な財源については、原則として、部内において同等以上の事業の廃止や事業費の縮減「スクラップ」により生み出すこと。また、アクションプログラム掲載事業として、令和9年度以降実施予定となっている事業であっても、現状を鑑みた上で必ず事業費の精査を行い、財源等の確保について再検討すること。

(2) 事務事業経費の抑制

本市は平成13年度予算から市民や事業者のニーズを把握している各部局が創意工夫によって主体的に予算編成が出来るよう事務事業経費について所要一般財源を各部局へ配分する予算編成手法を導入しているものの、厳しい財政状況が続く中、枠配分のカットが長い間実施されてきたことに加えて、近年は物価高騰分についても枠配分の中で対応せざるを得ない予算編成となっている。予算要求額にシーリングをかけることで財政的効果はあるものの、各部局の裁量で事業を検討し要求できる余地が減少し、枠配分の効果が薄れてきている。

また、厳しい財政状況が続く中、各職員への財政規律が浸透していることや枠配分を25年以上実施してきたことで原課の予算協議や部内の予算査定において事業の優先順位や事業費の精査などが適切に行われてきていると認識している。

このような現状を踏まえ、9年度予算編成では希望する部局において枠配分の廃止を試行的に実施する。なお、試行にあたっては、財政課長が別途提示する財政規律に沿って各部局は予算編成を実施していただく。

一方で、引き続き、枠配分を継続する部局については、近年の物価高騰分を考慮してもなお、令和9年度からは過疎地域の経過措置である普通交付税における加算措置の減少や有利な財源である過疎対策事業債が活用できなくなることから、枠配分額は1%の削減とする。

(3) 事務事業の見直しや効率化

行政運営に支障を来さない執行体制やワーク・ライフ・バランスを確保するため、事業のスクラップ、ICTの活用、民間活力の導入等による業務の削減や事業の効率化を積極的に推進すること。

また、部局を超えた横断的な視点から、類似・重複事業の整理や統合による業務量の軽減を行い、「選択」と「集中」の考え方の下、効率的な事業構築を図ること。

(4) サマーレビュー等を踏まえた事業の検討

サマーレビューにより別枠で実施の方向性が示された事業については、諸課題を改めて整理するとともに、事業費やスケジュール等について再度部局内で精査した上で、要求できるものとする。また、財源不足に対応するため事業の見直し(廃

止・縮小等)が必要とされた事業については、課題を整理した上で見直し結果を反映させること。

2. 財源の確保

(1) 自主財源の確保

魅力あるまちづくりに向けた投資や地域産業の振興、企業の誘致に積極的に取り組む、移住や定住、雇用の創出を促進することで、自主財源の確保に努めること。また、未利用市有地については、全庁的なプロジェクトチームの下、課題の整理及びスケジュール等を検討し、計画的かつ可及的速やかに売却の準備を進めること。

使用料・手数料等については、受益者負担の原則を踏まえ、社会情勢や物価高騰を踏まえ「使用料・手数料見直しガイドライン」に基づく検証を十分に行うこと。

(2) 補助金や助成金の積極的活用

実施事業については、国・県の補助金や助成金等のメニューに該当しないかを必ず確認するとともに、他自治体の事例についても収集し、これまで以上に国県支出金や助成金等を積極的に活用すること。特に、部局を超えた取組をパッケージで計画することにより利用できる補助メニュー(例:都市構造再編集中支援事業による延命公園地区整備・地方創生にかかる地域未来交付金(地域未来推進型))などについては、財政課・総合政策課をはじめ関係各課と連携し、活用に向けた積極的な検討を行うこと。

(3) ふるさと納税、クラウドファンディング等の活用

ふるさと納税、クラウドファンディング等については、本市のPRや市内事業者の支援、地域経済の活性化にもつながるものであるとともに、貴重な自主財源となっている。そのため、魅力的な返礼品の充実や企業版ふるさと納税の更なる推進、クラウドファンディングの実施に向けた取組を積極的に行うこと。

3. 実質的な公債費負担の抑制

交付税措置を除く実質的な公債費負担を抑制するため、市債の活用にあたっては、他自治体の事例を収集した上で、財政課と協議をし、交付税措置の有利な市債の活用を検討すること。

4. 国等施策への対応

国や県等の予算、施策動向、制度の改廃状況等を的確に把握し、制度改正等が明らかになっているものについては、可能な限り当初予算に反映させること。

国の補正予算などにより有利な財源を活用することとなった場合には、短期間での事業組み立てが重要になるため、即座に対応できるよう日頃から情報を収集し、

検討を行っておくこと。

5. 債務負担行為、継続費の活用

債務負担行為や継続費については、複数年度に渡って事業実施を可能とし、入札不調対策や同時期に集中する発注業務の平準化などの効果が期待されることから、積極的な活用を検討すること。

6. その他

- ・特別会計においては、使用料等で運営する独立採算を徹底すること。
- ・基金の内容や趣旨に応じて計画的な基金の活用又は残高の確保に努めること。